

美浜町特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の少子化対策の一環として子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第3条に定める対象者に対し特定不妊治療に要する費用（以下「特定不妊治療費」という。）の一部を助成することにより、これに係る経済的負担を軽減し、もって治療機会の増大を図ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる治療等)

第2条 この要綱の定めによる助成の対象となる特定不妊治療（以下「対象となる治療」という。）は、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精により不妊を治療することをいう。ただし、次に掲げる治療又は方法を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するものをいう。）による不妊治療
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するものをいう。）による不妊治療

2 前項に定めるもののほか、特定不妊治療の一環として、夫への不妊治療のうち、次に掲げる保険が適用されない精巣内精子採取術を併せて実施した場合についても、第6条で定める助成金の限度額の範囲内において、その費用を助成できる。ただし、特定不妊治療が凍結胚移植（様式第2号に定めるCの治療）及び採卵に至らない治療（同様式に定めるG又はHの治療）の場合を除く。

- (1) 精巣内精子生検採取法（TESE）
- (2) 精巣上体内精子吸引採取法（MESA）
- (3) 経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）
- (4) 精巣内精子吸引採取法（TESA）

(対象者)

第3条 この要綱の定めによる助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象となる治療を受けた者であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 助成金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）において、法律上の婚

姻をしている夫婦であり、かつ、その夫婦の妻が、本町に住所を有する（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されていることをいう。以下同じ。）こと。

(2) 当該申請に係る特定不妊治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 町税を完納していること。

（指定医療機関）

第4条 この要綱の定めによる助成の対象となる特定不妊治療を実施する医療機関は、福井県が実施する福井県特定不妊治療費助成事業（以下「県の助成制度」という。）の指定医療機関に準ずる。

（助成の要件）

第5条 対象者がこの要綱の定めによる助成を受けようとするときは、あらかじめ県の助成制度において助成の決定を受けているものとする。ただし、町長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 この要綱の定めによる特定不妊治療費に対する助成は、特定不妊治療を受けた者が本町に住所を有した日以降に開始した治療について対象とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、特定不妊治療に要した費用（県の助成制度による給付があるときは、当該給付の額を控除した費用）とし、当該年度につき、一夫婦当たり30万円を限度とする。

（助成の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該特定不妊治療の終了後速やかに美浜町特定不妊治療費助成金交付申請（請求）書（様式第1号。以下「申請書」という。）に美浜町特定不妊治療費助成事業指定医療機関受診等証明書（様式第2号）のほか、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の定めによる助成の申請は、特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、町長においてやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（助成の決定等）

第8条 町長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、美浜町特定不妊治療費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、助成金の交付が決定した場合においては、速やかに助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めるとき、又は前条に定める助成金の交付決定をする日において、申請者が本町に住所を有する者でなくなったときは、美浜町特定不妊治療費助成金交付決定取消通知書

(様式第4号)によりその決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消す場合において、助成金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(美浜町不妊治療費助成金交付事業実施要綱の廃止)

2 美浜町不妊治療費助成金交付事業実施要綱(平成15年美浜町告示第41号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱は、平成30年4月1日以降の特定不妊治療から適用し、同日前の特定不妊治療については、前項の規定による廃止前の美浜町不妊治療費助成金交付事業実施要綱の例による。